

令和2年

大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

令和2年2月18日 開会

令和2年2月18日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和2年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

第1日（令和2年2月18日）（火）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	2
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 報告第1号上程	4
理事者説明	4
質疑	4
○日程第4 議案第1号上程	5
理事者説明	5
質疑	6
採決	9
○日程第5 議案第2号上程	9
理事者説明	9
質疑	9
採決	9
○日程第6 議案第3号上程	10
理事者説明	10
質疑	10
採決	11
○日程第7 議案第4号上程	11
理事者説明	11
質疑	12
採決	24
○日程第8 一般質問	24
○閉会	29

令和2年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

令和2年2月18日（火）

○議事日程

第1			会議録署名議員の指名について
第2			会期決定について
第3	報告	第1号	交通事故に係る専決処分の報告について
第4	議案	第1号	大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
第5	議案	第2号	大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について
第6	議案	第3号	令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について
第7	議案	第4号	令和2年度大東四條畷消防組合一般会計予算について
第8			一般質問

○本日の会議に付した事件
日程第1から第8まで

○議員定数9名
出席議員9名

1番 大東 真司	4番 水落 康一郎	7番 土井 一慶
2番 寺坂 修一	5番 澤田 貞良	8番 渡辺 裕
3番 天野 一之	6番 大矢 克巳	9番 島 弘一

○説明者

管理者	東坂 浩一	四條畷消防署長	西岡 栄治
副管理者	東 修平	次長兼	
会計管理者	山鬼 太	大東消防署消防課参事	前田 長昭
消防長	牧野 功	次長兼警防課長	木村 真敏
消防次長	田中 伸和	総務課長	堤 悟士
大東消防署長	瀧田 昭彦	予防課長	横田 博

○職務のために出席した者

総務課長補佐 古川 智広 予防課長補佐 片山 和広 予防課長補佐 井藤 健
警防課長補佐 加藤 久夫 警防課長補佐 村上 晃三

○事務局

総務課上席主査 春日 直樹 総務課上席主査 藤川 俊輔 総務課主査 野村 達也

○本会議の会議事件

- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について
- ・令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について
- ・令和2年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

【開会 14時30分】

(島議長) これより、令和2年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(島議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和2年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分報告1件、条例の一部改正2件、令和元年度一般会計補正予算(第2次)及び令和2年度一般会計予算の合計5件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

(島議長) 本日は、全員の出席をいただいております。議会は成立いたします。この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと思います。と存じます。

【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(島議長) 次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号3番天野議員、7番土井議員を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(島議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 交通事故に係る専決処分の報告について】

(島議長) 次に、日程第3 報告第1号「交通事故に係る専決処分の報告について」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(瀧田大東消防署長) 議長

(島議長) 瀧田大東消防署長

(瀧田大東消防署長) 報告第1号「交通事故に係る専決処分の報告」についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

平成31年1月26日15時35分頃、大東市川中新町35番付近路上において、救急出場の救急車が路上に停車し、運転者が降車するためドアを開閉したところ、後方より走行してきたミニバイクと接触したものでございます。

この事故に対する過失割合は、本組合車両が90%、相手方車両が10%となり、本組合は4万5千465円を賠償することで示談が成立したものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年12月10日に専決し、各自負担額を相殺し3万9千11円の損害賠償額を支払ったもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

公用車の運行につきましては、日々の業務の中で職員への注意喚起を行っているところでございますが、今回の事態を厳正に受け止め、再びこのような事故を起こすことのないよう、安全運転の励行と再発防止の徹底に努めてまいります。以上です。

(島議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。本件はこれをもって終了いたします。

【日程第4 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について】

(島議長) 日程第4 「大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(島議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第1号 「大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページから15ページをお開きください。

また、別途お手元に配布しております議案説明資料1ページの概要も併せてご覧ください。

それでは、議案説明資料に沿ってご説明いたします。

本案は、昨年8月7日に出されました人事院勧告等に基づきまして、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が改正されたことに鑑み、本組合の一般職の職員の給与及び非常勤職員の報酬等につきまして、①一般職の職員の給与に関する条例のほか、②非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、③会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、主に3点でございます。

まず、1点目と2点目は、「官民格差等に基づく給与水準の改定」でございます。

具体的には、平成31年4月1日に遡って、平均0.1%引き上げる給料表の改定と、併せまして、賞与につきましても0.05か月相当分を引き上げる改正を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものといたします。

次に、3点目は、「住居手当の見直しについて」でございます。

内容につきましては、住居手当の支給対象となる家賃の範囲を見直し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4千円引き上げ、その原資を用いて、手当額の上限を千円引き上げる改定を行うものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日からとしております。

以上、何とぞ、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(島議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(渡辺議員) 議長

(島議長) 渡辺議員

(渡辺議員) では議案第1号について質問させていただきます。この議案の中には会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例変更、条例についても含まれております。そこでまず、本消防組合において会計年度任用職員に該当する方が何人いるのか。また、いるとすれば、その方の具体的な職種は何なのかを教えてください

(堤総務課長) 議長

(島議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。会計年度任用職員として任用を予定している人数は2名でございます。2名ともにパートタイムでの任用を予定しておりまして職務内容としましては日勤業務の事務職を予定しております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(島議長) 渡辺議員

(渡辺議員) はい、ありがとうございます。会計年度任用職員に該当する方が2名で、その方がそれぞれパートタイムで、事務的な仕事をしていただくということです。会計年度任用職員に関しましては、まあ、いろんなところでも議論されておりまして、議論自体はもう数年前から始まっていると思いますが、期末手当の支給など処遇改善が求められるというのが想定されているということですので、この2名に対しての給与増額分っていうのは年間どれくらいになるのか教えてください

(堤総務課長) 議長

(島議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えいたします。期末手当に関しましては、制度の趣旨に鑑みまして支給する方向で調整しております。手当額につきましては、2名で33万9千円を予算化

しております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(島議長) 渡辺議員

(渡辺議員) 今、増額が33万9千円ってことで認識していいのかなとは思いますが、会計年度任用職員に関しましては、基本は1年だけでも、最長3年の職があれば雇用が可ってということで、会計年度を超えない範囲に期間を明確にしたことで、逆に更新しないことに根拠を与えるってところが問題になってると思います。また、会計年度任用職員に関しましては、この制度をそれぞれの、今回でしたら2名が該当とすると思うんですけども、そういう方にしっかりと、その制度の趣旨であったり、内容を伝えることが重要っていうのが一般的に言われておりますし、翌年度以降においても、新たに会計年度任用職員に該当するような方がいるのであれば、早い段階でそういう制度を伝えていただいて、本組合としては、より良い人材の確保につなげるような風にしていただきたいと思っております以上です

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(寺坂議員) 議長

(議長) 寺坂議員

(寺坂議員) 今のと関連いたしますけど、一般職員が何人で、非常勤職員が何人いてるかっていうその数字教えてください。

(堤総務課長) 議長

(議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまの一般職員につきましては、構成市の危機管理部局へ派遣している職員を含めまして191名でございます。非常勤職員については0でございます。

一般職の職員が191名でございます。

(寺坂議員) 議長

(議長) 寺坂議員

(寺坂議員) この非常勤職員っていうのは、あのどうなんですか。あの消防の世界においては、採用をしていく流れなんですか。それとも、いや、何を聞きたいかって思ったら、もう要するに、仕事の内容と一緒になんだから、その極端に言うたら、一般職と非常勤職員と分かれてること自体がナンセンスだと思いますから、それなりのお仕事をされてるんでしたらですね、特に危険な仕事されてるんでしたら、しっかりと給料とかいろんな面でですね、待遇面で補償すべきじゃないかってことで、改めてこれを聞かせていただいたんですけど、今後もこれ、逆に言うと非常勤職員を採用する意向あるんですか。

(堤総務課長) 議長

(議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 現在のところ、制度としては整備をしておりますが、非常勤職員としての任用の予定はございません。今後一般職以外の職員については、会計年度任用職員としての任用になると思われま。以上です。

(寺坂議員) 議長

(議長) 寺坂議員

(寺坂議員) 最後になります。定年退職された方を再雇用する場合はすべて会計年度任用職員になるっていう、こう理解していいんですか。

(堤総務課長) 議長

(議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 退職した職員の再任用につきましては、再任用制度が存続する限りは、再任用制度での任用がまずの形になります。その後、必要に応じて会計年度職員としての任用が必要であれば、引き続きそちらで任用ということも可能になってくるかと思ひます。

(議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め質疑を終了いたします。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め討論を終了いたします。これより採決に入ります。これより議案第 1 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員でございます。よって議案第 1 号は原案のとおり可決されました

【日程第 5 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について】

(議長) 次に、日程第 5 議案第 2 号「大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(横田予防課長) 議長

(議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 議案第 2 号「大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 16 ページから 17 ページをお開きください。

また、議案説明資料 2 ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「大東四條畷消防組合手数料条例」の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、高圧ガス保安法における高圧ガス容器に関する検査事務の手数料につきまして、改正のあった同政令と同額を規定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第 2 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

【日程第6 令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について】

（議長） 次に、日程第6 議案第3号「令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

（堤総務課長） 議長

（議長） 堤総務課長

（堤総務課長） 議案第3号「令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算書1ページと議案説明資料3ページをお開きください。

それでは、議案説明資料に沿ってご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ68万3千円を増額し、総額19億8千971万8千円とするものです。歳入の補正につきましては、款1分担金及び負担金1千11万6千円の増額、款2使用料及び手数料61万9千円の増額、款3国庫支出金44万8千円の増額、款6諸収入503万4千円の減額、款7組合債1千50万円の減額、款8繰越金503万4千円の増額となっております。

歳出につきましては、款3消防費207万円の増額、款4公債費138万7千円の減額となっております。

次に、債務負担行為は、消防庁舎や設備の保守業務等で4月1日の年度変わり時点から業務委託を実施していくにあたり、今年度内に契約を行う必要があることから債務負担行為をお願いするものでございます。

地方債の補正は、高規格救急自動車・高度救命用資機材の更新整備及び西分署空調設備工事の実施にあたり、入札等により起債対象経費が減額となったことから、充当財源である地方債についても減額となったものでございます。

起債の方法、利率、借入先、償還の方法などは変更ございません。

以上が、令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）の提案理由でございます。なにとぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

（議長） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 令和2年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(議長) 次に、日程第7 議案第4号「令和2年度大東四條畷消防組合一般会計予算」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第4号「令和2年度大東四條畷消防組合一般会計予算」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本予算につきましては、独自財源を持たない本組合の運営が市民の税金で賄われていることを改めて認識し、必要な消防行政サービスの確保を念頭に編成しております。

それでは、お手元の一般会計予算書1ページをお開きください。

また、議案説明資料は4ページをご覧ください。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、19億2千351万9千円としております。前年度当初予算と比べ、4千951万6千円、2.5%の減となっております。

第2条、地方債でございますが、4ページ、第2表をご覧ください。

消防庁舎維持管理費として、限度額1千20万円、消防力等整備事業として、限度額2千890万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。1ページにお戻り願います。

第3条、一時借入金につきましては、1億円を最高額とさせていただきます。

第4条は、預金債権と地方債債務の相殺について規定しております。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、18億3千91万8千円で、前年度と比

べまして、4千70万4千円、2.2%の減となっております。

構成両市の負担金額につきましては、組合格約第14条第2項による按分比率から、大東市分11億8千863万2千円、四條畷市分6億4千228万6千円となっております。

次に、下段の款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1消防施設費国庫補助金1千407万円は、緊急消防援助隊に登録する救急車の購入費に対する補助金でございます。

次に10ページ、11ページをお開きください。

諸収入・雑入でございます。右のページ説明欄、大東市・四條畷市派遣職員給与負担金等1千535万8千円は、消防組合から両構成市に派遣しております職員の人件費相当分などでございます。

次に、中段の款7組合債、項1組合債、目1消防債は、庁舎維持管理に係る工事及び高規格救急自動車等の購入費に充当する消防債3千910万円でございます。前年度に比べて、1千470万円、27.3%の減となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。14ページ、15ページをお開きください。

まず、款3消防費、項1消防費、目1常備消防費、右ページの説明欄、細目02職員給与等管理費15億6千797万7千円は、消防組合職員の人件費でございます。

次に、17ページをお開きください。

細目10消防庁舎維持管理費5千488万8千円は、四條畷署漏水改修工事や大東署仮眠室空調設備設計委託料及び各署所における光熱水費、施設修繕料が主なものでございます。

次に、19ページをお開きください。

細目12消防設備等維持管理費5千307万2千円は、高機能消防指令センターやデジタル無線の保守点検、ネットワークシステム等の賃貸借料や消防用ホース等の資機材等購入費が主なものでございます。

次に、21ページをお開きください。

細目17消防力等整備事業4千586万9千円は、高規格救急自動車及び広報車等の購入費用で、購入予定車両につきましては、議案説明資料の5ページに写真を掲載しております。

最後に22ページ、23ページをお開きください。

款4公債費、項1公債費は、1億3千319万8千円で、前年度に比べ、718万1千円、5.1%の減となっております。

なお、当初予算の対前年度比較などは、議案説明資料の4ページに記載のとおりです。

以上が、令和2年度大東四條畷消防組合一般会計予算案の提案理由でございます。

なにとぞ、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(渡辺議員) 議長

(島議長) 渡辺議員

(渡辺議員) では議案第4号令和2年度大東四條畷消防組合一般会計予算について質問させていただきます。

これ前回の議会でも質問させていただきました、19ページの消防音楽隊運営費です。予算といたしまして、185万8千円挙がっております。令和元年度の予算を見ますと、同じ運営費と致しまして、214万円でしたので、額でいきますと、13.2%減少しているというのが、数字上は分かります。これに関しましては複数の議員から質問があつて、考え直すようにと言った時に、ゼロベースで考えるというようなことも言っておりましたので、こういう金額が出てくるというのがなかなか理解に苦しいかなって思っております。

そこで、まず、事前に頂いた資料の中で、消防市民音楽隊の活動についてというのを頂いております。その中で、消防市民音楽隊の存在意義といたしまして、市民協働の広報集団であつたり、ボランティア精神に支えられた活動を継続とか、消防本部の負担軽減運営経費の低廉化、音楽による年代を問わず集客できる手法、一体感による広報効果、というように、書かれていることは本当にいいことだけに焦点を当てたような書き方だなど思っております。

この件に関して繰り返し質問した時に答えられておりましたのが、消防であつたり火災予防に寄与してるっていう事だったので、改めて音楽隊と消防であつたり火災予防の因果関係をお尋ねいたします

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

火災予防と消防の音楽隊の関係でございますが、消防市民音楽隊の活動は普段、消防や火災予防に関心のない方など、音楽による年代を問わず集客できることの手法として広報ツールとして、当消防本部では活用しております。演奏活動を通じて制服に身を包んだ隊員が演奏の合間に火災予防を訴え広く市民に防火思想の普及啓発を行っているのでございます。

(渡辺議員) 議長

(島議長) 渡辺議員

(渡辺議員) 消防に関心のない人に興味を持ってもらうっていうのは、言葉では分かるんやけど、実際にそれが必ず音楽でなければならぬのかっていうのは、なかなか理解に苦しいところかなと思

います。

改めてではありますけども、大阪府内の消防本部の数と、数をまず1点教えていただきたいのと、もう1点は、そのうち音楽隊がある消防本部の数がどれだけあるのか教えてください

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 大阪府内の消防本部数と、消防本部の中にある音楽隊数についてお答えいたします。大阪府内の消防本部数は27本部ございます。そのうち音楽隊を保有する消防本部は、7消防本部でございます。

(渡辺議員) 議長

(島議長) 渡辺議員

(渡辺議員) はい、分かりました。27団体中、7団体のみが、音楽隊を有するっていうことですので、比率でいうと25.9%です。つまり逆で言うと、74%が音楽隊を無いってことだと思います。

音楽をすれば火事が減るってというのが、本当に確実なんであれば、おそらく多くの団体が音楽隊を持つことになると思うけども、実際はそうになってない。75%近い団体は音楽隊を無い状態で消防活動に頑張ってもらって、他の何かしらの方法で予防活動にも繋がるような活動をしているんだと思います。

そこで今、参照させて頂きました、消防市民音楽隊の活動についてっていう資料を、皆さん読んで頂いてると思うんで、これ僕が読んだ時の第一印象としては、この音楽隊を残すがために、良い事だけをまとめ上げた資料がこれなのかなと僕自身は思いました。それを事前に説明聞いた時に、我々四條畷の3人の議員で聞きましたけども、これだと本当に必要性があるのかどうかってのは分からないし、今言った通りですけども、いいことばかり書いたら駄目ちゃうかっていうことで、改めて資料要求したのがみなさんのお手元にある、A4横書きの大阪府内の消防音楽隊隊員構成っていう、左上に書いてる表です。

これが事前に先週、先々週ぐらいに資料としてくださいって言って、今日出して頂き確認させていただきました。これを見ますと、今お答えいただいた通りに、27団体中、7団体が音楽隊があると。堺市、豊中市、守口門真、茨木、吹田、高槻で、そして我々大東四條畷消防だと思います。7団体であるし、これ7団体自体が、27団体中7団体なんで、非常に少ないっていうのも改めて分かります。ここで、ぱっと目について、そうなんかなって思ったのが、右から2番目の列のところの定員に占める消防職員の音楽隊割合ということで、堺市であったら2.68%、豊中市で5.8%、守口門真で8.45%、飛んで、大東四條畷で2.12%っていうことなので、この数字を真に受けて、どこの団体も定員に占める消防職員の数ってのは非常に少ないんだなっていうのは、一瞬思ってしまう。だけ

ど、ようよう見てみると、音楽隊員の定員って言うか、それぞれの音楽隊員の数が30人とか35人、31人で左から3番目の列に書いてるんでそれを見てみますと、例えば堺市であったら30人の音楽隊のうち25人が消防職員なんで全体の83%が消防職員の方で構成されていると。同様に豊中市であれば35人中24人なので、約68%。以下、守口門真、茨木、吹田、高槻に関しましては31人中31人、28人中28人、吹田市は28人中28人、高槻29中29人なんで、100%消防職員で構成されてるっていうのが分かると思います。

一方において大東四條畷を見てみますと、40人の音楽隊のうち、消防職員の方は4人っていうことなので、全体の消防音楽隊の中に占める割合は10%です。つまり、大阪府下の消防本部のうち、音楽隊を持ってる数は極めて少ない比率であるのに、さらにその少ない比率の団体を見て、構成を見てみると大東四條畷に関してはもう他と比較の対象にならないほどに消防職員が少なくて10%になってるっていうことが、この表では読み取れるのかなと思います。

なんかねこれ見てると、本当に意図的に数字を組み替えたのかなっていうふうにしか感じ得なくて、これの、なんか例えたらどうなのかなって考えてたんやけど、つい先日ラグビーのワールドカップがあって、15人中5人や6人が外国人だってことが客観的にわかる数字だと思います。それを言いようによっては、ラグビー人口全体ラグビープレイヤー全体の6千人中6人が外国人やっていうのに等しいような数字の上げ方なんかかなと思ってまして、本質をとらえるために数字を聞いているのに、その逆を逆張りするようなことをしてくると、ほんと本質が見えなくなってくるのかなっていうのを僕自身は思っております。

これは以前から引き続きずっと長い期間、半年近く音楽隊については聞いてきましたけども、どこに問題があるのかなって考えたときに、我々議員であれば、当然市民の人にとって何がプラスなのかっていう観点から予算であったり、議案であったりって言うのを考えていくんやけど、ここの音楽隊に関しては、よく分からへんけども、この消防の組織の中で、誰かの顔色を見るがために、こういうような政策判断になって、ひいては、この資料の作成に繋がってるかなと思いますんで、非常に違和感を感じております。

一方において最初の資料の中の令和2年度の取り組みについては、将来を見据えたゼロベースでの検討という言葉も書いてますので、是非本当にゼロベースで考えて、客観的に他者と比較しながら、何があるべき姿なのかっていうのと、本当に予算も限りあるものですので、その中で本当にこれだけのお金をかけるのが両市の市民にとってプラスになるのかっていうのを、是非考えていただきたいと思います。以上です。

(大矢議員) 議長

(島議長) 大矢議員

(大矢議員) あのちょっと質問じゃないんですけどね。今日出されたこの音楽隊の、この表の大東四條畷の音楽隊の人数とね、以前頂いたこの資料の人数は、ちょっと違うんですね。ようよう見たら、

平成31年4月1日時点で書いてあるし、こっちの新しいやつも4月1日同じ日に書いてあって、こっち側、新しい方は隊員数4人やし、以前の方は2人やしてという部分やし、総人数もこっちは36で、こっちは40になったあるし、なんでこんなスカタンな表が出てくるのか、ちょっとこれだけ教えていただきたいんですけども、よろしくをお願いします。

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 以前ご提示をさせて頂きました、A3判の資料の5番の市民隊員における市内在住者の割合の部分のご質問と思われま。

この表につきましては、市民隊員36名のみ市内在住もしくは在勤を表してる表でございまして、職員4名は含んでおらないような表となっております。以上でございます。

(大矢議員) 議長

(島議長) 大矢議員

(大矢議員) 分かりました。すみません。

(島議長) よろしいですか。あの今特に四條畷の議員の声ばかりやったんですけども、大東市のほうで。

(寺坂議員) 議長

(島議長) それでは寺坂議員よろしくをお願いします。

(寺坂議員) 四條畷署の雨漏りの改修工事に1千万もかけるっていうのがですね、ちょっと納得いきません。かける理由と根拠を出してください。それ出せなかったら、我々大東の議員は賛成できませんので。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 四條畷署漏水改修工事についてご説明させていただきます。

雨漏りの場所につきましては庁舎一階ガレージ、2階食堂、増築棟、駐車場に雨漏りが発生しており、必要な工事を行いたいと考えております。食堂につきましては、雨漏りが頻繁に発生しております、職員の衣食住に関するところでもありますので、工事をさせていただきたいと考えております。

以上でございます

(寺坂議員) 議長

(島議長) 寺坂議員

(寺坂議員) いや、だから簡単なことですよ。180万の時にこんだけの資料をくれてなのに、俺たちは何にもこの、雨漏りの場所も今初めて聞いたし。そんなんね、直さないかんて、傘さしとったらええやんか、そんなとこで。なんで直さないかんよ、大東の金使って。そんなことせんでも。だったら、ここにきちっと書類出してよ。入札します、こんだけのものがあります、こんだけの費用掛かりますとかね。そんなこと入れて。そうしないと、これ1千万もね。180万から文句言われてるのに、1千万俺たち文句言いたいですよ。納得できる資料出してください。それまで審議しません。

あのすいません、大東だけの金と言いましたけど、大東四條畷の金でございます。訂正いたします。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) お答えさせていただきます。現在申し訳ございませんが、手持ち資料がございません。漏水の場所をお答えするしか手段がございません。以上でございます。

(島議長) 暫時休憩しますのでよろしく申し上げます。

【休憩 15時18分】

【再開 16時00分】

(島議長) 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) それでは引き続きご説明をさせていただきます。

設計書につきましては、お目通しをお願いいたします。それではカラーコピーとなっております、A4縦の資料、3枚目、4枚目の写真をご覧ください。併せまして、A4横の図面もともにご覧ください。

A4横の図面ですが、赤色で着色しております部分これが、一階の図面でございます。一階に漏水が発生しております、その修理箇所がですね、写真1枚目の左下の写真となっております。この上部を修理いたす予定としております。

次に図面の3枚目をご覧ください。横長の図面の3枚目をご覧ください。

黄色の部分で塗装しております部分、こちらの部分につきましては写真2枚目、A4の縦長の写真2枚目をご覧ください。横長の図面につきましては、横長の図面、黄色の部分、これが3階部分になるんですが、2階の食堂にこの部分から漏水しておりますので、A4縦の上、2枚の写真の部分の床面の工事をさせていただきたいと考えております。

次にA4横の図面になります。緑色の塗装部分ですが、こちらにつきましては3階部分の壁が大変傷んでおりますので、壁の漏水工事も併せて行いたいと考えております。詳細については以上となっております。

(島議長) 寺坂議員、あの、先ほど質問頂いて、今答えて頂きましたけども、そのような事でしょうか。

(寺坂議員) 議長

(島議長) 寺坂議員

(寺坂議員) どうもありがとうございました。

まああの、別に信用してないわけじゃございませんけど、要は中身が全然わからない状態で、1行だけ書いて1千万出せっていう、こんな感覚でやられると分からないので、しっかりと説明責任果たすためにはですね、こういう資料も入れて、分かるような形のもので、今後も議会っていうのは続いていきますから、しっかりとそういう意識を持って頂きたいってことをですね、要望します。

後でまた、あの他の大東の議員のほうから質問がこの内容については付くかもしれませんが、一点だけ。

あのこの業者選定をどういう形でやるかって言うですね、その業者選定の仕方だけをあの答弁してください。ちょっともう3回目しか、ここ3回しかできないらしいですから、本来やるべき質問がいっぱいあったんですけど、それが全然できてませんので、この3回目で全部やりますので、ちょっと皆さん聞いてください。であのまあ、決してこれあの、改修することが反対でも何でもありませんので、しっかりとやりながらも、これはどうなったかというのですね、議員の皆さんはまた、チェックに行くと思いますので、その、そういうところは入れてですね、手抜きのないような形でですね、

それでいて命と財産を守ってくれてるんですね、消防署員の皆さん方ですね、ある面だったら拠点でもございますので、そこはしっかりと我々もフォローしていきたいと考えておりますので、あのよろしく願いいたします。

本来ちょっと質問したいことをここで一気にやります。

まずは新型コロナウイルスの関係でですね、現在、消防の署全体におきまして、マスクの在庫はどのくらいあるのか、それを聞かせてください。今日ここに来る間に何人かの消防の職員に会いましたが、誰一人マスクをつけてませんでしたけど、消防署というのは、マスクをつけないってことが徹底されているのか、庁舎も入れて後ろの傍聴の方も入れてですね、マスク着けてる人がどんどん増えてきておりますし、いよいよあの例のダイヤモンドプリンセスの方々が、全員今日明日ぐらいに降りるっていう形。和歌山においてはですねパチンコ屋さんから新たに発生したという形が出て、いつ大阪にですね、この影響が出てくるか分からん、まあそういう状況を考えた時にですね、その例えば消防の体制として特別養護老人ホームでありますとか、デイサービス、また病院っていう、そういうところで集団的発生した場合には、どのような対応するかというシュミレーションをですね、皆さんのもとで考えておられるかどうかってことを、あの、お聞かせください。お答えください。マスクの在庫と共にですね。

同時に救急隊員ですね、安全性ってのがございますので、この安全性を守るためにですね、例えばマスクだけで行くのか、防護服までつけて行くのかとか、そういう体制を今も作っておるのか。いやだから、防護服ってのが、実際は在庫としてほんまにあるのか入れてですね、あの全ての危機管理に関してですね、あの想定をするという形を、起きないことは、それに越したことはないけど、起きたから対応するんじゃないなくて、起きない前に対応するってのが、一番あのこういう危機管理のですね、原点であると思っておりますので、そういう体制が今、消防の中ではどうなっているかをください。

最後もう一点ですね、先般、特別養護老人ホームの一番最新型の施設でちょっと見学に行く機会があったんですけど、そこにですね、どういったらいいんですか、マッサージとか、あの何ですか、整体をやる場所がありましてですね、でなんでこんながあるのかなと思って、ようするに特養に入ってる人で、デイサービスの人がこれを使うのかな思ったらそうじゃなくて、そこに勤めている看護師さんであるとか、ヘルパーさんであるとか、そういう人たちが重度のあのこれに対応するためにですね、あえてそういう人を入れてですね、そういう場所を作って、あの何ていうんですか、腰痛とかそういうことが発生しないことをやってるっていうところ、ちょっと見学してきたんですけど、この職場におきまして、消防の職場におきまして、そういう部分ていっぱいあると思っておりますので、この消防隊員ですね、安心と安全そして健康を守るために、消防としてですね、どういう対策をいろんな項目の予算が付いておりましたけど、ちょっとどの項目がどういう内容か全然分からなかったのので、この健康づくりのためにですね、あの体力好きのためっていうのは、この後ろになんぼでもあったんですけど、健康維持するためにどういうケアとか、そういうシステムを作っているのか、この何点かちょっと一気にやりましたけど、この分について答弁をよろしく願いいたします。

(堤総務課長) 議長

(島議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまご質問頂きました件の、業者選定の方法についてお答えいたします。工事につきましては、両構成市において、工事案件での業者登録がなされています業者のうちから、指名競争入札により決定を行ってるところでございます。以上です。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) ご質問にお答えさせていただきます。

まず一点目ですが、マスクの備蓄状況ということですが、消防組合といたしまして、サージカルマスク、これを3万枚保管しております。あと併せまして、N95マスク50枚入密着性の高いマスクになっております。こちらの方が約5千枚備蓄となっております。

次に老人施設に対してのシミュレーション訓練ということなのですが、指定感染症につきましては大阪府の管轄となっておりますので、四條畷保健所とこれからも連携をとって、このような事案に対してシミュレーションであったり、事故防止対策を話し合いたいと考えております。

次に救急隊の安全性ということですが、総務省消防庁、厚生労働省から通知が届いておりまして、標準的予防対策という対応で、十分、現在のところ十分ということになっております。標準的予防対策といいますのは、上着のガウン、救急隊のマスク、ゴーグル、手袋、これの着装を標準的予防策といたしておりまして、通常の救急業務と同等程度の感染防止対策を現在徹底しております。

感染、救急隊に対しての感染が起きない対策と致しまして、あの先程述べさせていただきました対応とさせて頂いております。また、現場から帰署した際には、手洗い、そしてアルコール消毒、また救急車内の消毒も合わせて徹底しております。

次に、消防隊員の健康管理、トレーニングという点につきまして、5署所におきまして、後ろにも、こちらの後ろにも設置しておりますけども、トレーニング施設を各5署所に配置しております。種類につきましては5署所それぞれ違うものでありますけども、トレーニング機材の配置はしております。以上でございます。

(大東議員) 議長

(島議長) 大東議員

(大東議員) そうしましたら、消防市民音楽隊の活動について、四條畷の議員の方から、ゼロベースでということ話がありました。これはもともと大東市民音楽隊からスタートしたもので、後に消

防の方に音楽隊としては再編成されたものでございます。そういった意味では、大東にとっては無くてはならない、消防においては心の支えとなってきたものであり、私たちとしては、費用対効果ばかりが、この音楽隊を無駄にするという事にあたるのかどうかですね、考えていかななくてはならないと思うし、それをしっかりとまた、私たちも主張していかないといけないかなと思っております。

先ほども消防の職員が少ないっていうこともありました。そういった意味では、この市民音楽隊ほとんどボランティアみたいな形でやって頂いております。そういったご苦労も聞き及んできたのが、私もこの議員生活をして、随分経ちました。そういった意味では、この年間の費用、消防職員を全部賄ったらいいのかっていう話になります。そういった消防職員が正職員でこれを運営した場合の費用、どういう形になりますか。

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 大東議員のご質問にお答え致します。

音楽隊を職員のみで運営するとなれば、楽器演奏経験のない職員を育成していかなければならず、消防本部の負担も大きくなります。

また、消防本部の実績、平成 30 年度の活動時間の実績で超過勤務手当だけで、670万円程度かかる見込みと試算しております。

(大東議員) 議長

(島議長) 大東議員

(大東議員) これは現在の180万ほどになりますけども、そういった費用から考えれば大変な大きな金額になってくると思っております。

以前はですねえ、正職でこの運営をしていたという歴史がありますね。で、これがですね、費用が大変かかるということと、先ほどおっしゃったように、一からまた楽器を購入して、市で購入して、職員を育てなあかんっていう時間もあります。

そういった意味で、経験豊富な方々に集まって頂いて、そして楽器はもちろん、持ち寄りでやっていただくという形でやっていただきました。これによってですね、大変ありがたいことに、この芸術という部分も音楽にあります。そしてまた、もう一つは、市民に対して広報するという形のものもあります。こういうボランティアで集まっていたいただいた方々が、使命を果たしていただく。消防の防火活動の予防として、こういった事をやっていただくと、ありがたいなと思っております。

そしてもう一つはそれだけじゃありません。私たちも含めて、消防職員、そしてまた、私たちのその消防職員地域の消防団の皆さん、防火クラブの皆さん、事業所の防火クラブの皆さん、そういった

方々の士気を鼓舞する音楽隊としての役目も実はあるんですよ。そういった方々が、元気になり、そしてまた防火活動、消防活動に勤しんでいただく、士気を鼓舞できる、こういった形の音楽の活動である。と、私たちは認識しておるわけで、こういった方々が元気になって、またそういったところで活動を元気でやっていただく。非常にありがたい事だと思っています。

そしてまた長年培ってきたこの音楽活動によって、様々、その人たちからの発信もあります。そういった意味では、この180万っていうのは、どういう金額であるかっていうのも、しっかりと考えていかねばなりません、それ以上の効果をもたらしていると大東市民は思っているわけであります。

ですからこういった気持ちをですね、まずは四條畷の皆さんと共有をさせて頂いて、で、それがだめならですね、もともと市民音楽隊でありましたんでね、大東市の予算でやってきましたから、大東市に戻してもうてもいいかなって思っております。

まあそういう形で、しっかり存続をしていきたいなという風に思っております。ここにおったら文句言われるだけでね、もうやりがいもなかったら可哀想なんです。それやったら使命のあるところでしっかりと音楽活動をやったらどうかなっていうふうに思っております。これ管理者どういうお気持ちですか。

(東坂管理者) 議長

(島議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 本日も前回に引き続きこの消防音楽隊についての存在意義に議論が交わされました。

議会の中で様々な方向から意見が交わされていること、このことは非常に健全であると思っております。そして、その上で議会の皆さん方の結論として一定の方向が出たならば、それはその方向に準ずるところがさらに健全だろうと思いますが、その議論がなかなかその、一定の方向が生まれないわけでございます。

その過程におきましては、議員の皆様方にしっかりと理解が深まるような理事者側ですね、深い洞察や研究、こういったものをできるだけ早急に進めながらですね、一定のご理解を賜るべく努力を進めるべきかと思っております。

それぞれのこれまでの培ってきた歴史がございます。それを、それぞれの歴史の片一方だけを尊重したり、片一方だけを否定したりということについては、疑義を感じるところでございますので、スピード感をもって議論を進める責任を感じているところでございます。

(大東議員) 議長

(島議長) 大東議員

(大東議員) ありがとうございます。

四條畷には四條畷の文化があつて、大東には大東の文化と伝統がございます。まあそういう意味では、今回四條畷と合同で、こういった形で広域連携が出来たわけ。消防の広域化によって、安心安全が広がったわけでありましてね、そういった意味では、大変な大きな意義なんです。

それに伴って、この消防音楽隊の意義もどうかまた四條畷の皆さん、共有をして頂いて、もう一度費用対効果もそうですけども、それに及ぶ歴史と伝統、そして及ぼしてきた影響、そして消防署員や、そしてまた消防団の皆さん、そういった方たちの影響もしっかり考えていただければなという風に思っていますので、よろしく願い申し上げます。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(土井議員) 議長

(島議長) 土井議員

(土井議員) 先ほど、大東議員さんが、あの大東の深い歴史ということをおっしゃっていただいていますね、まあその中で、まあ大東市単独でこの音楽隊やってくることも考えなきゃならないということですね、まあ我々もいい提案だなという風に思いますので、その辺きっちりとして理事者の皆さん方、今回すぐにどうこう言う話ではなく、やっぱりこういう提案が大東市さん側からあったということですね、やっぱり、この辺の検討もしっかりしていただきたいなというふうに要望しておきます。

ごめんなさい、大東議員さん、あのボランティアとおっしゃってましたけどね、4千円の支出があるんで、まあ私達としてはボランティアではないという風にあの認識しておりますので、まあその辺だけあのお伝えさせていただきます。

(島議長) 今の要望でいいんですね。返事はいいですね。

(大東議員) 議長

(島議長) 大東議員

(大東議員) 完全なボランティアとは言っておりません。ほとんどボランティアという形で言うてありますので。ほとんどボランティアっていう意味合いでありますんでね。

もちろんボランティアじゃないの分かってるやんか、4千円出てるんやから。構いません、そういう気持ちで言ったんだから、それだけの話。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。討論を省略し、ただちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

【日程第8 一般質問】

(議長) 次に、日程第8 一般質問を行います。

一般質問については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、一般質問は、会議規則第48条の規定により、議長において、各議員の発言時間を、理事者発言時間を除き、10分間といたします。

それでは、3番 天野議員どうぞ。

(天野議員) 3番の天野です。通告に従いまして、一般質問を行います。なお、先ほどの予算の議論、そしてこの間の状況も踏まえて、若干ちょっと動きが出ておりますので、確認も含めてできるだけ簡潔に行います。本日は、さらなる職場改善、職員処遇の改善で、より良い消防組合へという、大きなテーマで触れていきます。

まず、第1点は、昨年11月の組合議会におきまして、四條畷消防署での、平成28年10月に発生した、訓練中の事故に係る和解と、損害賠償額に関する議案を審議しました。

その賠償額及び和解の件は、司法の判断もあり、特段この場で申し上げることではないかと考えております。しかしながら、今後、同様の事故を無くしていくためにも、訓練中及び実働中の事故防止についての取り組み、これまでのものと合わせて、どのように改善される内容となっておりますか、この点も含めて、今後、これからですね、併せて詳しい説明をしていただけるとは聞いておりますが、今回はこの概要について、どのように改善していくかという要点につきまして、お答えいただけますでしょうか、お願いいたします。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現場活動の安全につきましては、想定訓練などの各種訓練が安全の礎となるものと考えております。そうした訓練における安全対策は、訓練時の安全管理要綱に基づいて行ってまいりましたが、今回こ

の要綱をより安全性の高い安全管理を実施できるように、改善改正して参ります。

さらに、これまでの安全管理担当者の研修派遣や隊員への安全教育、そして訓練時の安全指導などに加えまして、担当者が代わっても統一した持続性のある、高い安全対策が実現されるよう改善を図ってまいります。

なお、すでにご案内の通り、11月議会において、議会からも求められておりました、今後の安全対策につきましては、本日議会終了後に、説明会という形で議員の皆様に対して、詳しく説明させていただきます。その上で、その安全対策については、組合ホームページに公表し、持続的に実行してまいります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(議長) 天野議員

(天野議員) それでは、これを終了後に説明して頂くということで、よろしく申し上げます。

次ですけれども、先ほども予算の中でちょっと質疑ありました。ここ約1ヶ月ぐらい、新型コロナウイルスの流行が、今の拡大ですね、心配されております。特にですね、救急隊員の方の、感染、救急隊員の方については、感染の疑いのある患者さんに対応するというのも、想定できるかと思えます。救命という、市民の皆さんが万が一感染の疑いがある状況において、要望があった時に、救急隊の皆さん、この防御と救命という両面に係る活動の対応について、一つ伺いたいと思えます。

その前段と致しましては、まず、行政の正確な今の感染に関する情報提供や、そして予防、医療機関の受診体制や検査体制、そしてまたその治療の対応についての、緊急な対策というのが、全市的にも必要だというふうに考えておりますが、日々、国内での今の感染の情報が更新されていく中におきまして、市民の不安が拡大することが懸念されます。感染する、関係する行政機関や医療機関の人員、そして財政、そして治療体制の強化が急務ではございますけれども、必要以上に不安を助長されることは回避させなければならないと考えております。

そこで今回は救急活動におきまして今後の状況によっては、感染の疑いのある患者さんの搬送を始め、対応が迫られることが十分に想定できます。隊員の方の感染の危機にさらされることも当然考えられます。その救急の患者の救命の使命と合わせて、当消防組合での隊員の方の保護対応について伺います。

また、2003年にSARSの拡大感染での対応を行った経過があると思えますけれども、今回の感染の新しいその免疫を持たない方の状況になるかと思えますけど、感染について今どのような対応を具体的にされているか、また想定されてこれを動かそうとしてるのかについて、見解を求めます。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 新型コロナウイルス感染症に関するご質問にお答えさせていただきます。新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として定められており、感染者、又は感染が疑われる傷病者に対しては、保健所に連絡し、対応を引き継ぐこととなっております。

しかし、確定症例で保健所からの移送要請があった場合や、感染が疑われる傷病者で、緊急度、重症度が高い傷病者については、保健所からの助言を受けて、救急隊が対応することとなっております。感染者等への処置につきましては、感染者の特徴として、発熱、咳などの初期症状があり、重症者では呼吸状態の悪化が見られるとのことですので、通常の呼吸器疾患の傷病者と同様に、徹底した呼吸管理と、必要に応じて酸素吸入や器具を使用した気道確保、人工呼吸を行い搬送いたします。

次に隊員への感染防止対策としましては、感染経路が飛沫感染、接触感染ですので、通常の感染防止対策として、全ての救急事案に対して、マスク、ゴーグル、手袋、感染防護衣の装着を徹底しております。さらに、咳、発熱等の感冒症状がある傷病者については、傷病者にも、サージカルマスクをつけていただく対応をとっております。

また、気管挿管等の処置を行う場合については、空気感染の可能性も考慮し、安全性の高いN95マスクを装着し、隊員への感染防止を徹底しております。搬送後の処置につきましては、保健所からの指示のもと、保健所からの指導のもと、隊員については、手洗い、アルコールでの手指消毒、救急車内についてはアルコール、または次亜塩素酸ナトリウムで消毒することを徹底することとしております。過去の新型ウイルス流行時、SARS等の対応策との比較ですが、いずれも飛沫感染、接触感染ですので、基本的には同様の対応となっております。

今後の対応につきましては、引き続き保健所等の関係機関と連携を密にし、適切に対応して参ります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(島議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。

今後、また状況がいろいろと、また進展してくるかと思えます。一つ、今の答弁の中でも保健所からの指導のもとということ、保健所の一つ情報連携ということも、また重要な鍵になってくるかと思えます。

この中で、私たちの方では、その保健所もやはり、検査体制やその指導体制ですね。こういったことも十分強化を求めていくんですが、この10年間含めて保健所の機能がかなり、あの人件費も含んで、スリムになってるということから、その緊急の検査体制とか、緊急の対応には非常に負担がかかるかという懸念も持っております。

この中ではあるんですけども、その問題は一つ、また別のところでまた申し上げますけども、その保健所の情報としっかりと連携をして、まず市民の皆さんの、その不安や、そして緊急の病状にうまく

答えていく、そして、消防職員の皆さんもしっかりとその感染することもなく、事故のないようにということも、先ほど1個目の事故がないということを含めて、今後要求っていうか、要望を申し上げます。

その人員の体制についてなんですけども、3点目の最後の質問です。今後、消防年鑑や、あるいは先ほど予算のところでも、職員の各技術取得の研修という項目があります。この高度化する訓練について、職員の皆さんの市民の救命のための対応に向けてのレベルアップというのは当然必要だと思うんですけども、この訓練内容、専門分野における技術の取得など、様々な高度化複雑化していると受け取りますが、現状の職員規模での、隊員の技術取得における取り組みの負担や、スキルアップに向けた結果については、どのように考えられてるか。あの今いらっしゃる職員さんのところで技術アップをやっていくとなると、日常の消防の活動にひょっとしたら支障が出ないか、あるいは職員さん一人に換算すると、職務負担が逆に負担が膨大になりすぎて、その対応ができなくなるといったようなことの懸念がないか、こういった事についてスキルアップに向けてと、あるいは職員の増員に向けた今後の対応についての見解を求めます。お願いします。

(堤総務課長) 議長

(島議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 隊員の技術取得における取り組みについてお答えいたします。

議員の御質問にありました通り、消防の各分野におきまして、専門的な知識や技術の高度化が進んでおります。近年では特に救急分野での高度化が顕著で、当消防本部におきましても、救急処置の技能習得のための研修や講習に、年度計画を立てて職員を派遣しております。

職員の研修派遣につきましては、通常の勤務サイクルを離れて受講する形となり、派遣者が欠員になる間はですね、その同一部署の職員がフォローに入ることになりますので、相互に負担は伴いますが、日常の業務体制に支障を及ぼさないように、派遣の時期でありますとか、派遣元の部署を調整しております。また、はしご車等の特殊車両に関する技能や陸上特殊無線といった、人事配置上で必要な資格についても、計画的に養成を行っておるところです。

職員のスキルアップに向けた見解としましては、組織としての専門分野の強化や、技術の向上は当然のことながら、消防、救助、救急といった警防分野、それから予防分野での技術、知識、資格を身につけたいという職員のモチベーションは高いものがありまして、それに応えていくという意味でも、人材育成、資格者の養成は重要であると考えております。以上です

(天野議員) 議長

(島議長) 天野議員

(天野議員) 今のところの再質問を行います。

まあ職員のモチベーションも高く、こういうスキルアップに向けたということについては、まあ必要だということでの、重要であるという位置付けであるということは、私も大変これはあの共感いたします。

ただし、先ほど今回事前にちょっと最近の入職者の申し込み状況などの資料をいただきましたけども、一定、ここ数年は入所されると言うか、入職される方の希望も一定ありますし、一定必要に応じて、毎年の採用も行われるかと思えます。

この点から、特に世代間ですね、そのスキルアップの技術が途切れるといったことは、まあ当面はないかというふうに考えられるんですけども、先ほどのその新型ウイルスなどの、そういった緊急の事態におきまして、この新しいスキルアップの対応など含めてのところ、やはり人員の補充などについては、本当に必要ないんだろうかという、一つやはり懸念も持ちます。

その点の人員の補充などについて必要なかどうか、この一点につきましてちょっと分かりやすく最後ですけども、見解を教えてくださいませんか。お願いします

(堤総務課長) 議長

(島議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 消防におきまして、消防力の維持と知識技術の向上は必須のものであり、先ほど述べましたとおり、当然ながら、日常の業務体制に支障を及ぼさないようにやりくりをしているところでありまして、この消防組合の規模において、現在のところ対応はできているという認識です。

また、当組合では、昨年度策定しました、消防総合計画におきまして、一方で予防、消防、救急といった各分野における教養の向上、また一方で、消防車両、現場活動要員の適正配置といった問題を、消防組合における共有の総合的な課題として、今まさに検討しているところでございます。以上です

(天野議員) 議長

(島議長) 天野議員

(天野議員) では今すぐというふうには、ちょっと、無いということですけども、今後、適正配置という問題の中で、考えとしては、検討してらっしゃることなんで、当然あの予算も人件費として伴いますし、その状況とそして取り巻くまた社会の情勢ですね。

また、災害とかは実際に起こる事件事故とか、先ほどのウイルスの感染とかといった伝染病だとか、急に出てくるようなご時勢も色々出てくるかと思いますが、そういう時勢もいろいろ反映しながら、そして予算とも反映しながら、職員の皆さんが過度な負担にならないように。

そして、市民の皆さんの命を十分守っていくという立場で、しっかりと人事の配置でありますとか、

業務負担、そしてスキルアップを含めた総合的な取組みを消防組合の方で進めていただきたいという要望を申しまして、質問を終わりにいたします。以上です。

(島議長) 天野議員の質問が終了しました。
以上で一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。
閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(島議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

令和2年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただき、ご提案をいたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中に賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりましての、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(島議長) 本定例会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

これもちまして、令和2年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

「礼」「どうもありがとうございました。」

【閉会 16時34分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 島 弘一

3 番議員 天野 一之

7 番議員 土井 一慶